

配 置 予 定 技 術 者 調 書

会社名

資 格 区 分				
配置予定技術者名 (生 年 月 日)				
上記技術者の営業所の 専任技術者との関係		☐ 営業所の専任技術者に該当しない。 ※ 営業所の専任技術者であるかどうかを確認し、□に✓をすること。 なお、営業所の専任技術者を配置予定技術者として申請しようとする ときは、注7と注8を参照し、申請可能かどうか十分確認すること。		
		☐ 営業所の専任技術者であるが、情報通信機器の活用等の条件を満 たして、本件工事の技術者と兼務をする。 ※ 注8の条件を満たして兼務する場合は、□に✓をすること。(本件工事 が非専任工事で、当該営業所と本件工事の工事場所が同一の県民 局管内(属する地域事務所管内を除く。)又は同一の地域事務所管内 にある場合の兼務はチェック不要)		
所 属 会 社 名				
法 令 に よ る 免 許 国 家 資 格 (取 得 年 月 日) (登 録 番 号 等)				
工 事 実 績	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額			
	工 期			
	従 事 役 職			
	工 事 内 容			
同一技術者を配置予定技 術者として届け出たその 他 の 入 札 案 件		発 注 機 関 名	工 事 名 (工 事 番 号)	開 札 日 時
				月 日 :
				月 日 :
現 在 従 事 工 事	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	工 期			
	従 事 役 職			
	(専任・非専任の別)			
建設業法第26条第3項た だし書による専任の特例 の 利 用 予 定 の 有 無		☐ 専任特例1号による兼務(情報通信機器の活用等による兼務)をす る。		
		☐ 専任特例2号による兼務(特例監理技術者制度による兼務)をする。		
		※ 専任の特例制度を利用して、本件工事と他の工事を兼務する場合に □に✓をすること。 また、専任特例1号による兼務をする場合は、(注)2の条件を十分に 確認して、□に✓をすること。		

記入例

配置予定技術者調書

会社名	(株) ○○○○
-----	----------

資格区分 配置予定技術者名 (生年月日)		主任技術者 ○○ ○○ (昭和○年○月○日)		
上記技術者の営業所の専任技術者との関係		☒ 営業所の専任技術者に該当しない。 ※ 営業所の専任技術者であるかどうかを確認し、□に✓をすること。 なお、営業所の専任技術者を配置予定技術者として申請しようとするときは、注7と注8を参照し、申請可能かどうか十分確認すること。		
		☐ 営業所の専任技術者であるが、情報通信機器の活用等の条件を満たして、本件工事の技術者と兼務をする。 ※ 注8の条件を満たして兼務する場合は、□に✓をすること。(本件工事が非専任工事で、当該営業所と本件工事の工事場所が同一の県民局管内(属する地域事務所管内を除く。)又は同一の地域事務所管内にある場合の兼務はチェック不要)		
所属会社名 法令による免許 国家資格 (取得年月日) (登録番号等)		(株)○○○○ 1級土木施工管理技士 (昭和○年○月○日) 第○○○○○○○○○号		・技術者の資格要件を実務経験によ っている場合は、資格の名称を「(実務経 験)」と記載し、取得年月日と登録番号 等は空欄にしてください。
工事 実績 績	工事名	○○工事		
	発注機関名	○○市		
	施工場所	岡山県○○市○○地内		
	契約金額	○○, ○○○, ○○○円		
	工期	平成○年○月～平成○年○月		
	従事役職	監理技術者		
工事内容	○○工 L=○, ○○○m ○○工 V=○○○m ³			
同一技術者を配置予定技 術者として届け出たその 他の入札案件		発注機関名 岡山県備前県民局	工事名(工事番号) ○○工事(○-○)	開札日時 ○月○日10:00 月 日 :
現在 在 従 事 工 事	工事名	○○工事		・複数の工事に従事しているときは、行 を増やしてそれぞれ記載してください。
	発注機関名	○○市		
	施工場所	岡山県○○市○○地内		
	工期	平成○年○月～平成○年○月		
	従事役職	主任技術者		
	(専任・非専任の別)	非専任		
建設業法第26条第3項た だし書による専任の特例 の利用予定の有無 兼務の特例の利用がない場 合は、✓不要です。		☐ 専任特例1号による兼務(情報通信機器の活用等による兼務)をす る。		
		☐ 専任特例2号による兼務(特例監理技術者制度による兼務)をする。		
		※ 専任の特例制度を利用して、本件工事と他の工事を兼務する場合に □に✓をすること。 また、専任特例1号による兼務をする場合は、(注)2の条件を十分に 確認して、□に✓をすること。		

- (注)1 監理技術者又は主任技術者は、入札案件1件につき3名まで申請が可能である。
配置予定技術者調書は、申請する監理技術者又は主任技術者の人数分提出すること。
- 2 専任特例1号（建設業法第26条第3項第1号の規定による専任の特例をいう。）による兼務（情報通信機器の活用等による兼務）は、次の条件を全て満たす場合に2件の工事まで認められる。
- (1) 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - (2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数が3を超えていないこと。
 - (4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
 - (5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
 - (6) 建設業法施行規則第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
 - (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。
- 3 専任の監理技術者を申請する場合で、専任特例2号（建設業法第26条第3項第2号の規定による専任の特例をいう。）による兼務（特例監理技術者制度による兼務）により2件の工事を兼務しようとするときは、監理技術者に係る配置予定技術者調書に加えて、同時に配置予定の監理技術者補佐に係る配置予定技術者調書を提出すること。
- 4 公告で定められた期限までに、事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書とともに、記載事項を証明する書類（次の①～④など）を提出すること。
- ① 「法令による免許・国家資格」の写し
 - ② 入札参加資格確認申請日以前に3月以上の雇用があることを証明する書類の写し（令和7年12月1日までに、有効期限内の健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者の記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）すること。）
 - ③ 配置予定技術者が監理技術者の場合においては、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し
 - ④ 工事実績を証明できる書類（CORINSの写し等）（公告において配置予定技術者の工事実績が入札参加資格とされている場合のみ提出すること。）
- 5 「資格区分」欄には、配置予定技術者の種別により「主任技術者」「監理技術者」「監理技術者補佐」のいずれかを記載すること。
- 6 この調書に記載した配置予定技術者を他の入札案件に配置予定技術者として申請している場合、「同一技術者を配置予定技術者として届け出たその他の入札案件」欄に、その入札案件を記載すること。（記入欄が不足する場合は、適宜、行を挿入すること。）
- 7 営業所の専任技術者は、本件工事が非専任工事であり、かつ、当該営業所と本件工事の工事場所が岡山県備前県民局管内にある場合に限り、配置予定技術者としてすることができる。
- 8 営業所の専任技術者は、本件工事が専任工事の場合又は注7の地域外での非専任工事の場合は、次の条件を全て満たすことができる場合に限り、配置予定技術者としてすることができる。
- (1) 営業所の専任技術者が置かれている営業所において本件工事の請負契約が締結されること。
 - (2) 兼ねる工事現場の数が1以下であること。
 - (3) 専任特例1号の要件である注2(1)～(7)を満たしていること。なお、2(2)について、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、(6)について、「省令第17条の2第1項第5号」とあるのは、「省令第17条の5第1項第5号」と読み替える。
 - (4) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 9 1～8に示すほか、事後審査型制限付一般競争入札公告共通事項（建設工事）の「19 配置予定技術者について」に十分留意すること。